

人事行政の運営状況を公表します

令和4年12月

市職員の任免や給与、勤務条件、研修の実施状況などを公表します。
これは、市民の皆様へ人事行政の運営状況を知っていただくことによって、その公正性と透明性を高め、より適正な人事行政の運営を目指すもので、「三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づいて公表します。

今後とも、市民の皆様の理解と信頼が得られ、公正で効率的な市政が推進できるよう、取り組んでまいります。

(ここに掲載する内容は必要に応じて予告なく加筆修正することがあります。)

職員の任免、職員数

本市では、定員適正化計画に基づき、簡素で効率的で効果的な行政運営体制を整備するとともに、多様な行政需要への対応と適切な市民サービスを提供できる体制の確保を基本としつつ、本市の財政状況及び課題となっている行政ノウハウの継承と職員の年齢構成を念頭に置きながら、適正に定員管理をしています。

(1) 令和3年度 職員の任免及び職員数 (R3. 4. 2～R4. 4. 1)

区分		人数(人)
新規採用		109
役職昇任		101
役職降任		9
退職者数		82
内 訳	定年退職	14
	普通退職	63
	退職派遣	0
	勸奨退職	5

※市民病院医師等含む

※再任用職員除く

(2) 令和3年度 役職別昇任者数 (R3. 4. 2～R4. 4. 1)

役職名	人数(人)
部長級、次長級	11
課長級、副課長級	36
係長級	27
主任	27

(3) 部門別職員数の増減

各年4月1日現在

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数
		令和3年度	令和4年度	
普通 会計 部門	議会	7	7	0
	総務	168	178	10
	税務	35	33	▲2
	労働	1	1	0
	農林水産	29	28	▲1
	商工	8	9	1
	土木	74	70	▲4
	民生	73	75	2
	衛生	72	80	8
	計	467	481	14
	教育部門	106	109	3
	消防部門	114	116	2
	小 計	687	706	19
公会 営計 企部 業門 等	病院	454	458	4
	水道	22	23	1
	下水道	13	11	▲2
	その他	31	32	1
	小 計	520	524	4
合 計		1,207 [1,333]	1,230 [1,333]	23 [0]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 上記のほか再任用短時間勤務の職員が在職しています。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

令和4年4月1日現在の普通会計の人口千人当たりの職員数は6.44人で、人口規模などが同程度の全国類似都市と比較しながら、今後もより一層効率的な行財政運営を行うため、適正な定員管理をめざします。

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	75	105	108	108	116	110	121	189	162	102	32	(人) 1,230

職員の採用試験の状況

(1) 令和3年度に実施した三田市職員採用試験の状況

■事務職・技術職・保健師・消防士・保育士・幼稚園教諭・社会福祉士

1次試験日	職種	募集人員	応募状況	1次受験者	1次合格者	2次合格者	最終合格者
6月29日 ～ 7月6日	事務職(新卒)	8名程度	193	95	59	22	11
	技術職(新卒) (土木)	2名程度	7	6	5	3	3
10月1日～ 10月10日	消防職(大卒)	2名程度	38	28	22	6	1
	救命救急士(短大卒等)		16	11	9	2	1
	消防職(高卒)		29	22	19	4	1
10月17日	保育士・幼稚園教諭	若干名	8	8	6	5	1
10月17日	保健師	若干名	9	8	6	4	3
10月17日	社会福祉士	若干名	4	4	4	2	0
10月17日 ～ 10月26日	事務職(短大卒)	1名程度	6	5	3	1	0
	事務職(社会人)	2名程度	54	29	24	10	5
	事務職(就職氷河期世代)	若干名	40	19	12	4	1
	技術職(社会人) (土木・建築・電気)	3名程度	3	3	3	2	1
10月24日	事務職(障害者)	若干名	16	12	7	1	1
11月14日	事務職(高卒)	1名程度	2	1	1	1	1
1月8日	技術職(高卒～社会人) (土木・建築)	3名程度	6	6	6	5	2
1月23日	保育士幼稚園教諭	1名程度	7	7	7	5	1
3月12日	看護師(休日応急診療センター所長)	1名	3	3	1	1	1

■市民病院医療スタッフ

1次試験日	職種	募集人員	応募状況	受験者	1次合格者	2次合格者	最終合格者
4/17、5/22、 7/3、8/21 10/16、1/15	看護師・助産師	20名程度	46	45	32	—	27
8/21	作業療法士	若干名	1	1	1	—	1
8/21	臨床検査技師	若干	12	11	1	—	1
9/27	管理栄養士・栄養士	若干	1	0	—	—	—
11/20	作業療法士	若干	2	2	1	—	1
11/29、12/5	管理栄養士・栄養士	若干	11	11	4	—	4
12/18	事務職員	1名	2	2	2	0	0
2/12	臨床工学技士	1名	2	2	0	—	0
2/12	放射線技師	1名	2	2	1	—	

勤務時間、勤務条件

(1) 一般的な勤務時間の設定

勤務時間	午前9時00分から午後5時30分まで
休憩時間	正午から午後0時45分又は0時45分から午後1時30分

(2) 各種休暇制度等

休暇制度等		日数等	給与支給
年次休暇		年20日以内	有給
公務傷病等による療養休暇		3年以内	有給
私傷病による療養休暇		90日以内	有給
産前休暇		出産予定日までの前8週間 (多胎妊娠の場合は前14週間)	有給
産後休暇		出産日等の後8週間	有給
生理休暇		3日以内	有給
結婚休暇		5日以内	有給
忌引休暇		配偶者、1親等の血族 7日以内 2親等の血族、1親等の姻族 5日以内 3親等の血族、2親等の姻族 3日以内	有給
特 別 休 暇	感染症の予防に係る交通しや断又は隔離	最小限度必要と認められる期間	有給
	風水震災その他非常災害による交通遮断、現住居の滅失又は破壊	最小限度必要と認められる期間	有給
	交通機関の事故等の不可抗力の原因	最小限度必要と認められる期間	有給
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭	最小限度必要と認められる期間	有給
	選挙権その他公民として権利の行使	最小限度必要と認められる期間	有給
	配偶者の出産による休暇	2日	有給

妊娠中の女性職員が保健指導又は健康診査を受けるための通院	最小限度必要と認められる期間	有給
女性職員の妊娠障害等	5日以内	有給
骨髄液の提供希望者として必要な検査、入院等	最小限度必要と認められる期間	有給
自発的に無報酬で一定の社会貢献活動を行う場合	1年度につき5日以内	有給
中学校就学前の子の看護休暇	1年度につき5日以内	有給
妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日あたり1時間以内	有給
夏季特別休暇	1年度につき定められた期間に6日以内	有給
育児参加のための休暇	妻の産前期間と産後1年の期間において5日以内	有給
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等に必要と認められる期間 1年度につき5日以内（体外受精及び顕微授精に係るものである場合、10日以内）	有給
介護休暇	通算して6月の期間内で必要と認められる期間	無給
介護時間	連続する3年の期間内において1日2時間以内で必要と認められる時間	無給
組合休暇	1年度につき30日以内	無給
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日まで休業（条件有）	無給
部分休業	小学校4年生の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内（条件有）	無給

職員の分限及び懲戒処分

令和3年度

分限処分者				懲戒処分者			
免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
—	79	—	—	—	—	1	—

服 務

三田市では、職員の公務員としての自覚を促し公務に対する信頼の確保を図り、市政の健全な発展に資するため、「三田市職員倫理条例」を平成18年9月15日に制定（10月1日施行）しました。この主旨に基づき、職員一人ひとりが職務にかかる倫理の保持に努めるとともに自らの行動が市政に対する市民の信頼に影響を及ぼすことを深く認識し、常に自らを厳しく律し、公正な職務の執行に向けて市民の疑念や不信を招く行為の防止を図り、市民の期待に応えるために積極的に行動することをもって、公務に対する信頼の確保に取り組んでいきます。

研修及び人事評価

職員の能力開発、意識改革等を図るため、毎年「職員研修方針及び計画」を定め、各種研修を実施しています。

(1) 職員研修の実施状況（令和3年度）

区分		延べ受講者数	内容
集員研修	基本研修	90	新任職員/31、新任指導担当/17、新任管理職/21、新任監督職/21
	専門研修	248	共生社会実現に向けた研修/26、手話/12、接遇/30、イクボス研修/50、評価者研修/73 他
	人権研修	全職員	職場人権研修（再任用、会計年度任用職員含む）、管理職人権研修
派遣研修	一般・実務	60 ※オンライン除く	職員第1部・第2部、公務員倫理指導者養成、クレーム対応力向上、民法、行政法、政策形成、接遇指導者養成、全国市町村国際文化研修所、消防学校、消防大学校、国土交通大学校、自治大学など
	人権研修	53 ※オンライン除く	三人考総会、部落解放研究、三田幸せプロジェクト、人権を考える市民のつどいなど

(2) 人事評価

対象者	部長級以下の全職員
評価者	対象職員の所属長（課長級は室・次長、室・次長級は部長）
評価期間	毎年度4月1日～3月31日
評価項目の一例	業績(質・量)、能力(知識、思考力等)、意欲・態度(積極性、規律性等)

福利厚生

地方公務員法で地方公共団体に義務付けられている福利厚生制度を実施しています。共済組合は兵庫県市町村職員共済組合（学校職員は公立学校共済組合）に加入しています。

(1) 福利厚生制度の状況(令和4年4月1日現在)

区分	内容
共済組合	短期給付 職員や被扶養者が病気やけがをしたとき、死亡したとき、出産したときなどに必要な給付を行ないます。一般の健康保険制度等に相当する制度です。 ○保険給付＝療養の給付、出産費、埋葬料など ○休業給付＝傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金など ○災害給付＝災害見舞金など
	長期給付 職員が退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したときに、職員や遺族の生活の支えとして必要な給付を行ないます。一般の厚生年金等に相当する制度です。 ○退職共済年金＝原則65歳から支給 ○障害共済年金・一時金＝職員が在職中の病気やけがで障害の状態になったとき ○遺族共済年金＝職員の遺族に支給 ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設など ○貯金事業 ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
福利厚生事業	選択型福利厚生事業など
公務災害補償	職員が公務上又は通勤による災害を受けた場合に必要な補償を行ないます。

- ◆ 共済組合は「兵庫県市町村職員共済組合」に加入
- ◆ 公務災害補償は「地方公務員災害補償基金」で実施

公平委員会報告

令和3年度は、勤務条件に関する措置の要求が1件ありました。また不利益処分に関する審査請求はありませんでした。